

## 会 議 録

会議の名称	那珂川市個人情報保護審査会
開催日時	令和2年3月3日（火）10時00分から11時00分まで
開催場所	那珂川市役所2階 第1会議室
公開又は非公開の別	公開
非公開の理由 (非公開の場合のみ)	
出席者	(1) 委員 牟田会長、今泉委員、磯辺委員、清永委員、高木委員、山崎委員 (2) 市 事務局：浅香係長、山田 説明者：玉水係長、井上、岸川（健康課）、小山（福祉課）
傍聴人数 (公開の場合のみ)	0人
議題及び審議の内容（下記のとおり）	
<p>議題</p> <p>&lt;個人情報の例外利用及び外部提供等について&gt;</p> <p>① 例外利用及び外部提供（健康課）</p> <p>説明者から、調書の概要について説明。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>&lt;事業の概要&gt;</p> <p>住民の保健医療介護に関するデータを分析し、健康課題の把握及び保健医療介護事業の有効性や医療費・介護費の分析に活用することを目的として、多種類のレセプトデータ等を所管課から提供してもらい、業務委託する。那珂川市個人情報保護条例第5条第3項第4号の規定により本審査会の意見を聴くものである。</p> </div> <p>会 長 : 委員から質問はないか。</p> <p>委 員 : 九州大学に委託されるということだが、これは学生が業務を行うのか。</p> <p>説明者 : 教授が行うこととなっている。</p> <p>委 員 : これは市で何かをするために分析するのであって、県や国へ提出するためということではないのか。</p> <p>説明者 : データの分析結果や課題については、報告ということもあるかもしれないが、データの分析自体については市内だけでの活用になる。</p> <p>委 員 : その場合、個人情報の内容の中で、住所は本人を特定するうえで重要かもしれないが行政区名や小学校区は必ずしも必要でないのかと思われるが。</p> <p>説明者 : 行政区ごとの健康課題の分析というのも必要になるので、住所地と行政区を紐づけるためのデータになる。名前と生年月日と宛名番号はデータ照合の為に必要になるので、提供する必要がある。</p> <p>委 員 : 今回の委託先は九州大学になっているが、こういった分析は初めての事業になる</p>	

のか。

説明者 : 那珂川市の国民健康保険の医療費の分析を他に委託したことはあるが、今回の目的となる内容については初めてである。

委員 : 那珂川市の市民の健康状態を把握し、今後の対策を立てるということか。

説明者 : そのとおりである。

委員 : 先生たちが作成した資料を学会で発表したり、論文にしたりすることができるということになっているのか。

説明者 : その場合は、必ず事前に市の方に確認をとってもらっている。

委員 : どのようなデータをどのように分析するか、那珂川市としてこういう分析をして、こういう成果をあげてくださいという依頼はするのか。

説明者 : 現場で感じている課題に関してデータの裏付けとして、このように分析をしてくださいということを提供するデータの中から分析可能なものから委託業者の方に依頼して分析してもらうということを想定している。

委員 : 九州大学の方で自由に分析したり、自由に研究したりすることができるということか。

説明者 : 大元は各自治体の実施している介護予防事業の効果を検討する研究となるので九州大学に今実施している事業の効果検証ということになるが、そこに自治体からこういった分析をしてくださいといった依頼をすることができるということである。

委員 : 大きな目的は勿論共有していると思うが、広い意味でどんな研究をしてもどんな分析をしてもその目的に沿うと言われればそれまでなのではないかと。具体的にはどのような研究のためにこれだけ膨大な個人情報データを渡すのか。渡してしまった後はこの趣旨に沿って研究をお任せしますということになるのか。

説明者 : 想定しているのは事業ごとに参加している方としていない方がその後認定の度合いがどうなっているのかとか、生活習慣病になった方が重症度がどのようになっているかなどの分析をして、その事業が予防にどれだけ効果があったかということで効果があれば継続していき、効果がなければ見直しを行うということである。

委員 : イメージとしては全部のデータを渡すけれども、利用についてはその都度市の方からこのような分析をしてくださいという依頼をするということか。目的の範囲内ですということか。

説明者 : そのとおりである。

委員 : 九州大学の方で改善方法の提案までしてもらおうということか。

説明者 : そのとおりである。

委員 : 九州大学の分析に対する対価はどれくらいなのか。

説明者 : 委託料は 50 万円で予算計上している。

委員 : 市の方からこのようなことを依頼するということを踏まえての金額がこの額ということか。

説明者 : そのとおりである。

委員 : 病院とかでカルテ情報を第三者に渡す際は氏名を番号に置き換えて外部提供しているが、氏名は行政の方で番号に置き換えて委託先に渡す予定なのか。

説明者 : そのとおりである。市の方でデータを匿名化して、その対応表は市の方で管理する予定である。匿名化した情報を委託業者に出すこととしている。

会 長 : 近隣の市でも同様のことを行っているのか。

説明者 : 県内のいくつかの市が九州大学と内諾等ですすめていると聞いている。

会 長 : 委託業者は九州大学だけなのか。

説明者 : そのとおりである。

会 長 : 他にないか。それでは、住民の保健医療介護に関するデータを分析し、健康課題の把握及び保健医療介護事業の有効性や医療費・介護費の分析に活用することを目的として、多種類のレセプトデータ等を所管課から提供してもらい例外利用すること及び業務委託して外部提供することについて、承認してよろしいか。

《委員全員了承》

会 長 : 承認する。ただし、再来年度も同様の事業を行う場合は再度審査会に諮ることとする。

## ② 外部提供（健康課）

説明者から、調書の概要について説明。

<事業の概要>

那珂川市住民健診（特定健診・がん検診）案内封入作業を委託する。那珂川市個人情報保護条例第5条第4号の規定により本審査会の意見を聴くものである。

会 長 : 委員から質問はないか。

委 員 : この業務は毎年行っているものなのか。

説明者 : そのとおりである。

会 長 : 今年度はどのように行ったのか。

説明者 : 委託をせずに市の方で作業を行った。

会 長 : 外部提供される個人情報がかかなり多くの種類になるようだが、封入作業をする業者にすべてわかることになるものなのか。

説明者 : 受診券に氏名や生年月日等すべての情報が載っており、紙ベースで業者の方に渡して、特定健診の受診券とがん検診の受診券を突合せたうえで封入してもらうこととしているので、受診券の記載内容はわかることになる。

会 長 : 中身を見ずに送付するということはできるのか。

説明者 : 受診券が2枚あるので、確認する作業が必要である。

委 員 : 税状況はどういったことで必要になるのか。

説明者 : がん検診の検診料に反映される。非課税世帯の方はがん検診の受診料が無料になるので、券の中にいくらという記載や無料という記載が入ってくるので、無料の場合、税状況を確認する必要がある。

委 員 : 自己申告ではなくて、市の方で把握している情報で確認するということか。

説明者 : そのとおりである。

会 長 : 封入する資料自体は市の方で準備をするということか。

説明者 : そのとおりである。

会 長 : そして、受診券に記載の氏名と宛名が合っているかを確認するということか。

説明者 : そのとおりである。

委 員 : 今年度まではできていて来年度からできない理由は、対象人数が増えたということか。

説明者 : 経費を比較した結果、市で作業を行うより、外部委託したほうが安価であるという結果であったため、来年度から委託することとした。臨時職員をそのために雇ったり、送付用の封筒を印刷業者に発注したりするよりは安価であった。ただし、受診券だけは市の職員のほうで印刷をすることとしている。

会 長 : 他に意見はないか。それでは、那珂川市住民健診（特定健診・がん検診）案内封入作業を委託するため、特定健診対象者データ及びがん検診対象者データを外部提供することを承認してよろしいか。また、来年度以降同じ内容で業務委託することとする場合、審査会に諮ることは不要ということではよろしいか。

《委員全員了承》

会 長 : 承認する。

### ③ 外部提供（健康課）

説明者から、調書の概要について説明。

#### <事業の概要>

那珂川市の特定健診受診率向上のため、人工知能やビッグデータを活用した特定検診の未受診者及び継続受診者に向けた効率的・効果的な施策実施のため、特定健診未受診者対策業務を委託する。那珂川市個人情報保護条例第5条第4号の規定により本審査会の意見を聴くものである。

会 長 : 委員から質問はないか。

委 員 : 6割の方が未受診ということだが、なぜ受診しないのかこの原因は何だと考えられるか。

説明者 : 忙しい、健康だから、必要性を感じない等の理由が全国的に聞かれる理由である。意識づけがなかなか難しい。市の方で通知の内容とかも工夫しているが、意識づけにつながっていないようである。

委 員 : 大きな病院にかかっている、定期的に検診を受けている場合は受診したことになるのか。

説明者 : 受診者には該当しない。

委 員 : データを丸々渡して委託業者が作成したものを該当者に送付するということか。

説明者 : 受診者の受診につながりやすいグループ分け等を行い、どこに送付するかなどは事前に相談を受けて協議をすることとしている。

委 員 : LGWAN とは何か。

説明者 : 官公庁専用回線のことである。現段階では案であるが、外部とつながっていない環境で出来たらと考えている。

会 長 : データを渡して分析をしてもらったら分析の報告をあげてもらい、具体的に委託業者がアクションを起こして未受診対象者に接したり手紙を出したりということはないのか。

説明者 : はがきを出した後の結果や、市の方にどういった層が受診につながっていないのかとかいった市全体の未受診者に関することを分析してもらうこととしている。文書の送付は業者が行うが、受診勧奨対象者については事前に市と協議をして決めることとしている。

会 長 : 送付物はこういったものを送るのか。

説明者 : 受診勧奨の通知はがきなどであるが、対象者に合わせてその内容は変える予定である。発送自体は委託業者が行うが、事前に相談を受け打合せを行うこととしている。

会 長 : 対象者の住所・氏名・個人の具体的なデータは結び付いているが、分析結果については個人が識別できないよう加工して分析を行うということか。

説明者 : そのとおりである。ただし、送付対象者については識別ができるような形になっている。

委 員 : 送り主は委託業者名になるのか、那珂川市名になるのか。

説明者 : 那珂川市名になる。問い合わせ先も那珂川市になる。

委 員 : 分析結果の利用についてであるが、業者が自由に分析結果を利用できるということになるが、それは問題ないのか。

説明者 : AI を用いてビッグデータとしての活用をすることになるかと思われるが、識別されない形として利用することになると考えられる。

委 員 : とても財産価値のあるデータであるのではないか。

会 長 : 他の自治体はどんな状況か。

説明者 : 太宰府市が今年度から行っていると聞いている。

会 長 : 仕様書がかなり厳しい条件になっているように思われるが。

説明者 : 効果がどのくらい出るのか現時点で不明なので、今までの実績があるところに委託したいと考えている。

委 員 : このような委託をする場合には何社かから見積もりをもらうこととなっているのか。それとも実績を見て決めるのか。

説明者 : 今回はプロポーザルを行うこととしている。

会 長 : 他に意見等ないか。それでは、那珂川市の特定健診受診率向上のため、人工知能やビッグデータを活用した特定検診の未受診者及び継続受診者に向けた効率的・効果的な施策実施のため、特定健診及び特定保健指導受診歴データ等を外部提供することを承認してよろしいか。また、次年度においても同様の外部提供を行う場合は経過報告も含め再度審査会にかける必要があるということによろしいか。

《委員全員了承》

会 長 : 承認する。

④ 例外利用及び外部提供（福祉課）

説明者から、調書の概要について説明。

<事業の概要>

那珂川市地域福祉計画・那珂川市地域福祉活動計画策定に係る住民意向調査のため、市内 2,000 人（18 歳以上男女）の住民に対して、アンケートを実施する。那珂川市個人情報保護条例第 5 条第 3 項第 4 号の規定により本審査会の意見を聴くものである。

会 長 : 委員から質問はないか。

想定回収率は 6 割ということだが実際に可能な回収率なのか。

説明者 : 前回は 6 割弱くらいであったので、想定としては 6 割くらいとしている。

委 員 : 返ってくるアンケートには個人名は入らないのか。

説明者 : そのとおりである。年代と性別が入る予定である。

会 長 : 他に意見等ないか。それでは、福祉課地域福祉担当が那珂川市地域福祉計画・那珂川市地域福祉活動計画策定に係る住民意向調査のため、市内 2,000 人（18 歳以上男女）の住民に対して、アンケートを実施することに伴い、住民基本台帳を例外利用及び外部提供することについて、承認してよろしいか。

《委員全員了承》

会 長 : 承認する。